

## 土地の表示に関する登記事務の取扱いについて

(昭和 63 年 5 月 2 日 松山地方法務局登第 97 号)

標記について、本日付け登第 95 号をもって、当職より登記嘱託官公署の所管担当課長あて、別紙のとおり通知したので、今後の土地の表示に関する登記事務の取扱いに当たっては、下記事項を留意のうえ、本年 6 月 1 日から実施することとしたので、事務処理に遺憾のないよう願います。

### 記

1. 官民境界の確認は、財産管理者である者の立会を得て確認すること。  
なお、法廷外公共有物である里道、水路の立会は、建設省所管国有財産部局長である県知事とすること。
2. 地積測量図に記載する「予定杭」については、事後調査の結果、コンクリート杭に打ち変えられたものは、少ない実情にあるので、筆界点に境界標が存在しない場合と同様に、恒久的地物による準拠点に基づき、距離と角度等により、筆界点の位置を特定し、後日、地積測量図に基づき、筆界点が復元できるようにすること。
3. 本年 6 月 1 日以降、提出予定の嘱託登記で里道、水路の立会を、機能管理者(地元土地改良区、水利組合等)のみで行い、その官民境界を確定しているもの及び「予定杭」による測量が終了しているものがある場合は、あらかじめ登記嘱託官公署に対し、その土地の丈量図(青コピー)等の提出を本年 5 月末日までに求め、その後の官民境界確認手続の徹底を図ること。  
(具体的な財産管理者については、調査のうえ、後日事務連絡する。)

## 別紙

### 1. 官民境界確認について

官民境界の確認は、財産管理者である者の立会を得て、確認する。

なお、法廷外公共物である里道、水路の立会は建設省所管国有財産部長である県知事とすること。

### 2. 地積測量図に記載する「境界標」について

#### (1) 土地に境界標があるとき

土地の筆界に境界標があるときは、地積測量図に記載することになっており、この境界標は、将来、土地の筆界紛争の未然防止と、筆界を現地で明確に指示しているという目的で、明確性、永続性のあるものでなければならず、簡易なもの、永続性のないものは境界標として認めがたく、特に基礎コンクリート打ちのないプラスチック杭等は、安定性又は固定性の面で境界標とは認められない。

#### (2) 土地に境界標がないとき

土地の筆界に境界標がないときは、境界標に代えて、地積測量図に、当該土地の適宜の筆界点と近傍の恒久的地物との距離、角度等により、筆界点の位置を、特定し、記載すること。

これは、地積測量図に現地復元能力を持たせ、後日地積測量図に基づき、筆界点を現地で復元することができるようにするためである。

#### (3) 「予定杭」について

地積測量図に記載する「予定杭」については、昭和 52 年 10 月 27 日付け用第 286 号を持って、愛媛県土木部用地課長から、当局登記課長あてに照会があり、同年 11 月 4 日付け登第 185 号でもって、回答がなされた事案は、「木杭は従来から工事完了時には必ず同地点にコンクリート杭に打ち返えられる」という条件で、地積測量図に「予定杭」の記載を認めているものである。

しかし、事後調査の結果、コンクリート杭に打ち変えられたものは、少ない実情にあるので、今後「予定杭」の場合は、現地に境界標が存在しない場合と同様に、恒久的地物による準拠点に基づき、距離と角度等により、筆界点の位置を特定し、筆界点を地積測量図へ明確にし、後日、地積測量図に基づき、筆界点が復元できるようにすること。

### 3. その他

本年 6 月 1 日以降に提出予定の嘱託登記で、里道、水路の立会を機能管理者(地元土地改良区、水利組合等)のみで行い、官民境界を確定しているもの、及び「予定杭」による測量を終了しているものがあるときは、その土地の丈量図(青コピー)等を、本年 5 月末日までに管轄法務局に提出しておくこと。